

患者さんからの医療安全に関する相談への対応

患者さんから医療安全に関する相談については医療安全管理者(医療安全管理室専従者)を含む複数人で適切に対応します。

また、相談により患者さんやご家族等が不利益を受けないよう努めます。

患者相談窓口:1階相談窓口

入院時食事療養(Ⅰ)の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。夕食は午後6時以降に配膳しております。

また、デイルームにおいて食事をしていただくこともできます。希望される場合は、病棟看護師にお申し出ください。

(※5階～9階病棟に限る)

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)(令和7年4月時点)

一般	510円
低所得者Ⅱ 過去1年間の入院期間が90日以内	240円
過去1年間の入院期間が90日以上	190円
低所得者Ⅰ	110円
指定難病・小児慢性特定疾病患者の方	300円

